



札幌市告示第3396号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一一条第二項の規定により、
平成二十七年札幌市告示1725号で指定した特定有害物質によって汚染されてい
る区域の全部について指定を解除する。

平成27年（2015年）12月28日

札幌市長 秋元 克広



1 指定を解除する区域の所在地

札幌市豊平区月寒東2条16丁目43番1の一部

2 特定有害物質

水銀及びその化合物、ふつ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去